

岩手県告示第156号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 胆沢郡金ケ崎町のうち別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域 [略]	1 胆沢郡金ケ崎町のうち令和7年3月21日現在における別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	